

2024年11月26日

OECD 多国籍企業行動指針
日本連絡窓口 御中

韓国・全国金属労働組合
委員長 張暢烈

OECD 多国籍企業行動指針違反に関する申し立て

拝啓

貴組織、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、OECD 多国籍企業行動指針に違反する企業行動に関し、下記の通り問題提起いたします。

つきましては。提起の本旨をご理解いただき、公正かつ迅速に処理いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 問題提起者

(1) 韓国・全国金属労働組合 (以下、金属労組)

(かんこく・ぜんこくきんぞくろうどうくみあい)

代表者：委員長 張暢烈 (ちゃん ちゃんよる)

住所：韓国・ソウル特別市中区貞洞道 5、京郷新聞社別館 6 階

電話：+82-2-2670-9555

FAX：+82-2-2679-3714

Email：kmwu@jinbo.net

金属労組は被提起企業の行為によって影響を受けた労働者を含む韓国の金属関連産業に従事する労働者を代表する産業別労働組合である。金属労組は非提起企業などと締結した労働協約を遵守する。韓国オブイテカルハイテック株式会社の労働者らは、2016年11月25日に労働組合として活動するために金属労組に加入し、金属労組亀尾支部韓国オブイテカルハイテック支会を設立した。

(2) 韓国・全国民主労働組合総連盟 (以下、民主労総)

(かんこく・ぜんこくみんしゅろうどうくみあいそうれんめい)

代表者：梁京秀 (やん きょんす)

住所：韓国・ソウル特別市中区貞洞道 5、京郷新聞社本館 14 階

電話：+82-2-2670-9100

FAX：+82-2-2635-1134

Email：kctu@kutu.org

民主労総は大韓民国労働者の利益を代表する正当な労働組合で、労働市場のすべての部門を代表する 16 の産業別労働組合又は連盟に所属する 120 万人の組合員が加入している。

(3) IndustriALL Global Union/インダストリオール・グローバルユニオン

(いんだすとリーおーる ぐろーばる ゆにおん)

代表者：イェルク・ホフマン (ドイツ・IGメタル会長)

住所：54 bis, route des Acacias Case Postale 1516

1227 Geneva Switzerland (スイス・ジュネーブ)

電話：+41- 22-308-5050

Email：info@industrialunion.org

インダストリオールは、スイスのジュネーブに本部を置く国際労働団体で、金属労組の組合員を含む世界 140 か国、550 の加盟組織によって 5,000 万人の製造・エネルギー・鉱山部門に働く労働者を組織している。

2. 問題提起の対象となっている企業 (以下、被提起企業)

(1) 日東電工株式会社 (にっとうでんこうかぶしがいしゃ)

代表者：代表取締役社長 高崎秀雄 (たかさき ひでお)

住所：大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワーA33 階

電話：06-7632-2101

FAX：06-7632-2102

(2) 被提起企業が多国籍企業であるとする根拠

被提起企業の日東電工(株)は、2024 年 6 月 21 日付の有価証券報告書によると 2024 年 3 月 31 日現在子会社 88 社及び関連会社 4 社により構成され、インダストリアルテープ、オプトロニクス、ヒューマンライフ、その他の 4 部門に関する事業を主として行い、その製品は多岐にわたっているとしている。

また、被提起企業は韓国国内に当該個別事例となっている 100%子会社、韓国オプティカルハイテック (以下、KOHECH) のほか、偏光フィルムを生産している韓国日東オプティカル (平沢市所在、以下 KORENO)、韓国日東電工 (ソウル

所在)、家庭用テープなどを生産している日東電工ニトムズ韓国(平沢市所在)がある。

3. 問題提起の内容

2022年10月4日に被提起企業の子会社KOHTECH亀尾工場で、管理不十分の漏電により火災が発生し工場の稼働が停止すると、被提起企業は、2022年10月末から子会社KOHTECHに代わって子会社KORENO平沢工場でLGディスプレイら顧客企業に向けて偏光フィルムを生産した。被提起企業の取締役会は、2022年11月3日に子会社KOHTECHの経営陣に子会社KOHTECH清算を通知、労働者193人を削減した。子会社KOHTECHは2022年12月13日に臨時株主総会を開催し、会社を清算する旨を議決し、2023年2月2日、子会社KOHTECHは希望退職に応じなかった従業員17人全員を解雇した。

さらに被提起企業は、表現の自由、組合の代表、正当な組合活動に対する権利を行使した金属労組と個々の労働者に対する報復として、仮処分申立て及び間接強制の執行、損害賠償訴訟の申立てに終わらず、被解雇労働者らの賃借保証金の仮差押えや住宅の仮差押え、工場撤去に抗議した労働者を住居侵入の疑いで告訴、懲役刑を含む刑事罰を要求するなど、5件の戦略的訴訟(SLAPP)を進めている。被提起企業は、職を失った労働者とその家族が貧困に陥りかねない過酷な処罰を要求している。

金属労組は労働協約第141条「会社は、組合員の雇用安定に最善を尽くし、下記のような雇用変動事項が発生した場合には、労使各々5人で構成する雇用安定委員会を設置運営し、雇用安定と関連した具体的な事項について審議、決定する」、その第2項の「緊迫した経営悪化の際、労働時間の短縮など効率的な人員運営に関する事項」に基づいて補充交渉を要求したが、労使間の実質的な交渉は行われていない。

問題提起者らは、被申請企業が以下の救済措置を講じるよう、迅速かつじゅうぶんな評価を行うようNCPに要請します。

4. 日本NCPへの要請

- (1) 事業実績、財務状況、取引状況など子会社KOHTECH及び子会社KORENOの全般的な企業業績に関する具体的な情報を問題提起者に提供してください。
- (2) ステークホルダーたる問題提起者らと協議機関を設置し、子会社KORENOへの雇用継承等の救済措置について協議してください。
- (3) 韓国及び他地域のグループ関連会社の全事業所において、結社の自由の侵害及び雇用への負の影響を特定、防止、軽減するために、被提起企業のサプライチェーンの人権デュー・デリジェンスのプロセスに問題提起者が参加できるシステムを構築してください。

(4) NCPは、大韓民国調達庁、日本国公正取引委員会(JFTC)、大韓民国公正取引委員会(KFTC)等、当該個別事例及びプロセスの結果に関心を寄せると思われるその他政府機関に上記事実を通知してください。

5. 結論

問題提起者らは、NCPがこの個別事例について更なる検討の必要があると判断し、個別事例処理手続に従って提起された問題について当事者間の対話を促進するためのあっせんを提供することを要請する。

なお、本案件については2024年10月2日にOECD多国籍企業行動指針韓国連絡窓口申請しており、その他の違反行為の立証などについては添付の英文資料の通りである。

日本における連絡先

韓国オペティカルハイテック労組を支援する会

(かんこく おぶていかるはいてつく ろうそを しえんする かい)

共同代表 渡邊 洋

住所：東京都台東区上野 1-12-6 3階 中小労組政策ネットワーク気付

電話：03-5816-3960

FAX：03-5812-4086

添付資料：OECD多国籍企業行動指針違反に関する韓国連絡窓口への申し立て書（英文）